

茨附個運第6号
令和4年7月11日

茨木市長 福岡 洋一 様
(担当課：こども政策課)

茨木市個人情報保護運営審議会
会長 岡田 春男

目的外利用に係る意見照会について（答申）

令和4年6月30日付け茨こ政策1385号により諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の経過

(1) 審議日

令和4年7月1日

(2) 審議の結論

茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号に基づく個人情報の目的外利用について承認する。

2 目的外利用の要旨

(1) 目的外利用先の事務の名称

子ども教育・生活支援事業に関する事務

(2) 目的外利用元の事務の名称

住民基本台帳事務（市民課）

(3) 目的外利用する個人情報の項目

ア 支給対象者の氏名

イ 生年月日

ウ 住所（居住地を含む。）

エ 世帯主の氏名

オ 特記事項（DV等支援措置の閲覧等制限の有無）

(4) 目的外利用の根拠規定

茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号

(5) 目的外利用する理由

大阪府子ども教育・生活支援事業におけるギフトカード等の支給対象者に係る名簿データの作成を正確かつ円滑に行うため。

3 審議会の判断

本件諮問は、本人の同意や法令等の根拠等に基づかずに、「子ども教育・生活支援事業に関する事務」を行う実施機関である市長（こども政策課）が「住民基本台帳事務」のために保有する個人情報をも目的外利用することの是非を問うものである。

この利用は、大阪府が主体として実施する大阪府子ども教育・生活支援事業におけるギフトカード等の支給対象者に係る名簿データの作成を正確かつ円滑に行うものであることから、公益上の必要があり、目的外利用に係る合理的理由が認められる。

また、実施機関は、保有個人情報の収集及び管理方法について、茨木市個人情報保護条例により適切な運用を行うよう努めており、本件目的外利用においても、必要な安全対策措置が講じられることが確認されたことから、収集した個人情報がみだりに利用されることはなく、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれはないと認められる。

以上より、個人情報の目的外利用について茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号の要件を充足することから、本件諮問に承認の答申をする。

茨附個運第6号
令和4年7月11日

茨木市長 福岡 洋一 様
(担当課：こども政策課)

茨木市個人情報保護運営審議会
会長 岡田 春男

外部提供に係る意見照会について（答申）

令和4年6月30日付け茨こ政策1385号により諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の経過

(1) 審議日

令和4年7月1日

(2) 審議会の結論

茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号の保有個人情報の外部提供について承認する。

2 外部提供の要旨

(1) 外部提供を行う事務の名称

子ども教育・生活支援事業に関する事務

(2) 外部提供先

大阪府

(3) 外部提供する個人情報の項目

ア 支給対象者の氏名

イ 生年月日

ウ 住所（居住地を含む。）

エ 世帯主の氏名

オ 特記事項（DV等支援措置の閲覧等制限の有無）

(4) 外部提供の根拠規定

茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号

(5) 外部提供する理由

ギフトカード等の配布は大阪府が実施主体となるため、市が作成した支給対象者に係る名簿データを大阪府に外部提供します。

3 審議会の判断

本件諮問は、本人の同意や法令等の根拠に基づかずに、「子ども教育・生活支援事業に関する事務」を行う実施機関である市長（こども政策課）が保有する個人情報大阪府へ外部提供する是非を問うものである。

この外部提供において、実施機関が住民基本台帳に記録された情報を利用し、作成した支給対象者に係る名簿データが、大阪府に「電子媒体」により提供される。

当該「電子媒体」による名簿データの提供を受けることで、大阪府においては、大阪府子ども教育・生活支援事業の迅速かつ円滑な実施を図ることができる。

よって、大阪府子ども教育・生活支援事業の支給対象者に係る名簿データの「電子媒体」による外部提供は、大阪府が子育て世帯の負担を軽減するために行う本事業の実施に必要な不可欠なものであることから、公益上の必要及び外部提供に係る合理的理由が認められる。

また、当該「電子媒体」については、本市において、「電子媒体」及び電子情報にそれぞれ異なるパスワードを設定すること、不正や事故防止の観点から複製を禁じ、施錠可能なロッカーに厳重に保管し、ロッカーの鍵を管理するよう徹底すること、事業終了後に、提供した個人情報を大阪府（委託業者を含む。）が確実に破棄したことを報告書にて点検することが確認された。大阪府においても、外部記録媒体を保管する際は管理台帳を作成し、当該個人情報の所在が常に明らかになるよう管理すること、保管場所を特定の場所に統一し、必ず施錠可能なロッカーを用いること、個人情報の取扱責任者及び業務従事者を定め、本業務を大阪府職員以外の者に行わせる場合も、その者に対して、個人情報に係る取扱いの遵守を徹底させることが確認された。

よって、当該名簿データがみだりに利用されることはなく、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれはないと認められる。

以上より、大阪府子ども教育・生活支援事業の支給対象者に係る名簿データの「電子媒体」による外部提供について茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号の要件を充足することから、本件諮問に承認の答申をする。

4 審議会の要望

本件事務では、住民基本台帳に記録された個人情報を利用し作成した支給対象者に係る名簿データを外部に提供することから、取扱い如何によっては、個人の権利利益を侵害し得る。昨今の地方自治体における個人情報漏えい事例の状況に鑑み、当該外部提供により個人の権利利益が不当に侵害されることのないよう、暗号化、パスワードの秘匿化等一層の「機密性」の維持確保に努め、外部提供された個人情報がみだりに利用されることや外部に漏えいすることを防止するとともに、当該名簿データの利用から支給対象者への配布完了までの個人情報のライフサイクル全般において、大阪府との適切な連携を図り、十分な安全対策措置を講じることを要望する。